

別紙 1-1 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

上野新都市浄化センター

所在地 : 伊賀市ゆめが丘七丁目 1 番地の 1

処理方式 : 活性汚泥法 (2 段循環変法)

処理能力 : 現 有 : 日最大 3,267 m³/日

全体計画 : 日最大 4,900 m³/日

主要設備 : 別表 1-1 参照

2 マンホールポンプ場

所在地 : 別図 1-1 参照

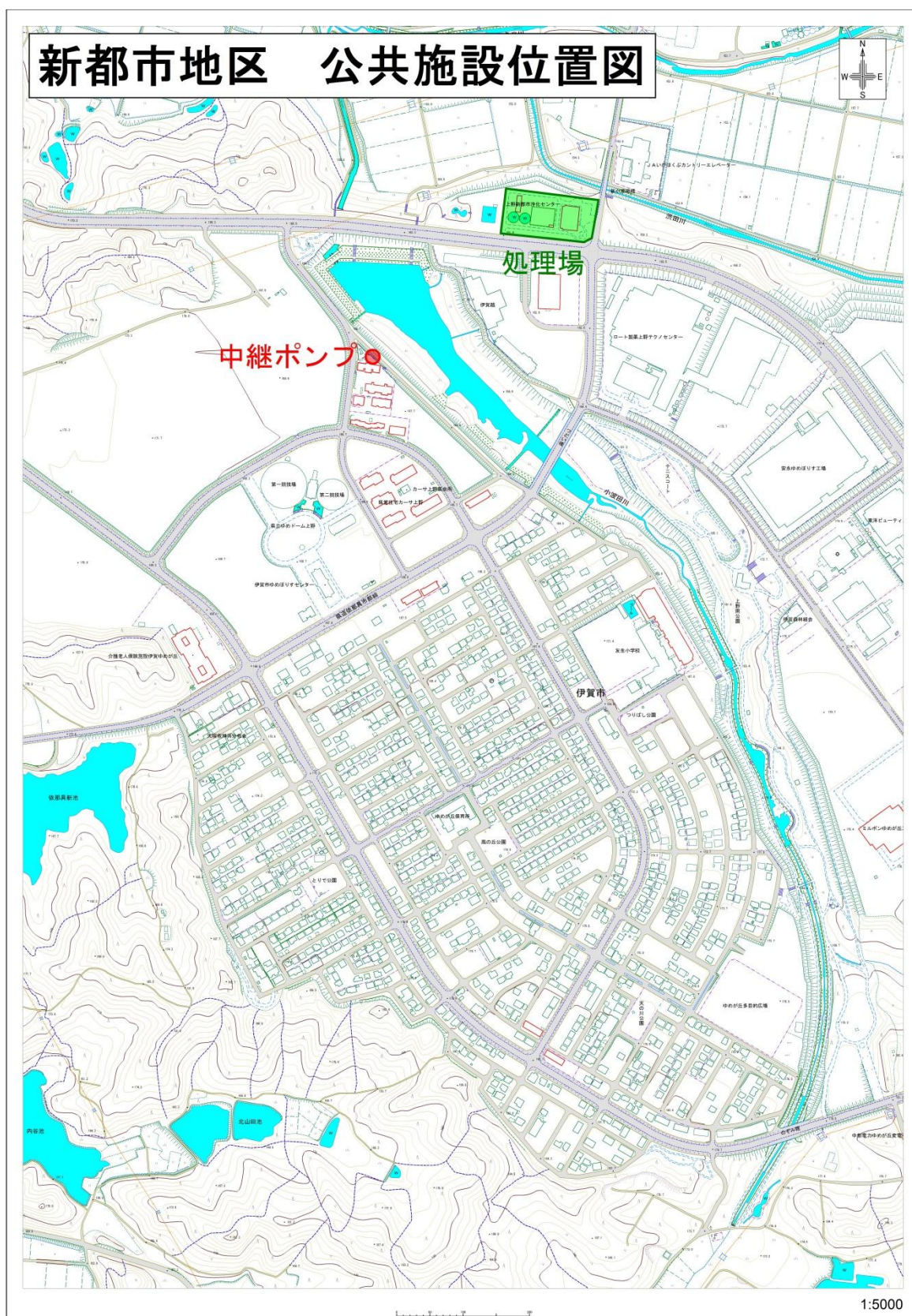
対象施設 : 1 施設

別表 1-1

【上野新都市浄化センター主要設備一覧表】

- 1 沈砂池設備
流入ゲート、除塵機
- 2 主ポンプ設備
主ポンプ、ポンプ井攪拌機
- 3 最初沈殿池設備
初沈污泥掻寄機、初沈污泥引抜ポンプ、初沈污泥引抜弁、床排水ポンプ
- 4 送風機・反応槽設備
送風機、攪拌装置、曝気装置、池排水ポンプ、床排水ポンプ
- 5 最終沈殿池設備
返送沈殿ポンプ、返送污泥引抜弁、余剰污泥ポンプ、余剰污泥引抜弁、終沈污泥掻寄機、水処理スカム排水ポンプ、床排水ポンプ
- 6 脱臭設備
水処理脱臭ファン、污泥処理脱臭ファン
- 7 給水設備
砂ろ過給水ポンプ、污泥処理給水ポンプ、雑用水給水ポンプ、消泡ポンプ
- 8 砂ろ過装置
砂ろ過装置、砂ろ過コンプレッサー、オートストレーナー、床排水ポンプ
- 9 滅菌設備
次亜鉛貯留タンク、次亜鉛注入ポンプ
- 10 空気調和設備
室外ユニット、給気ファン、排気ファン
- 11 計装設備
初沈引抜污泥濃度、DO 計、MLSS 計、返送污泥濃度計、UV 計、電磁流量計
- 12 受変電設備
引抜受電盤、動力変圧器 (300KVA)、低圧分岐盤、コンデンサー
- 13 自家発電装置
発電機、ディーゼルエンジン、燃料小出槽、蓄電池設備
- 14 污泥濃縮設備
濃度污泥槽、污泥掻寄機、濃縮污泥引抜ポンプ、濃縮污泥引抜弁
- 15 污泥脱臭設備
污泥脱水機、ケーキ搬送装置、污泥供給ポンプ、污泥貯留槽攪拌機、ケーキホッパー、薬品貯留溶解槽 (攪拌機)、薬品供給機、薬液供給ポンプ、ろ布洗浄水ポンプ、上水給水装置コンプレッサー (除湿機・圧力タンク)
- 16 污泥造粒設備
助剤供給ポンプ、助剤タンク、污泥調質槽 (攪拌機)、造粒濃縮槽 (攪拌機)、污泥移送ポンプ
- 17 マンホールポンプ設備
マンホールポンプ槽、水中ポンプ、制御盤 (操作盤)、遠方通報装置

別表 1-1



別紙 1-2 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

上野新都市産業污水处理施設

所 在 地 : 伊賀市ゆめが丘七丁目 1 番地の 1

処理方式 : 礫間接触法

処理能力 : 日最大 2,542 m³/日

別表 1-2

【上野新都市産業汚水処理施設主要設備一覧表】

- 1 主ポンプ設備
揚水ポンプ

別紙 1-3 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

柘植浄化センター

所 在 地 : 伊賀市上村 2290 番地
処理方式 : オキシデーションディッチ法
処理能力 : 日最大 2,740 m³/日
主要設備 : 別表 1-2 参照

2 マンホールポンプ場

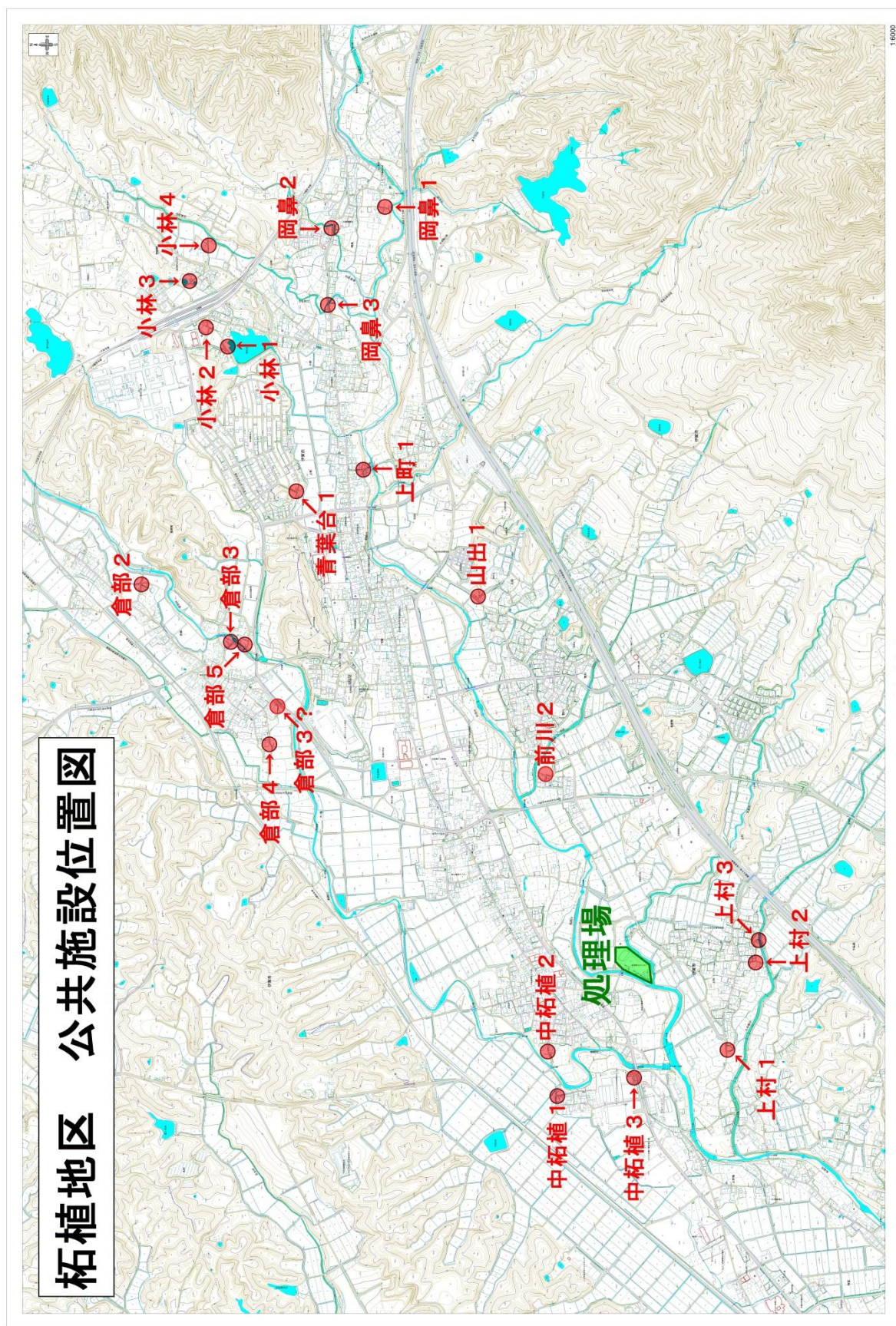
所 在 地 : 別図 1-2 参照
対象施設 : 2 2 施設

別表 1-3

【柘植浄化センター主要設備一覧】

- 1) 主ポンプ設備
主ポンプ、スクリーンユニット、分配可動堰、流入ポンプ吊上げ装置
- 2) オキシデーションディッチ設備
ばっ気装置、流出可動堰
- 3) 最終沈殿池設備
汚泥掻寄機、汚泥引抜ポンプ、余剰汚泥ポンプ、スカムかご、スカムかご吊上げ装置、
管廊床排水ポンプ
- 4) 砂濾過設備
濾過器、濾過原水ポンプ、オートストレーナー、逆洗用空気圧縮機、汚泥移送
ポンプ、チェーンブロック、床排水ポンプ、用水ポンプ、貯水槽送水ポンプ
- 5) 消毒設備
次亜貯留タンク、次亜注入ポンプ
- 6) 給水設備
給水ユニット
- 7) 汚泥濃縮設備
汚泥掻寄機、濃縮汚泥ポンプ、スカムスキマー
- 8) 脱水設備
汚泥貯留槽攪拌器、破碎機、汚泥供給ポンプ、汚泥脱水機、脱水機用チェーン
ブロック、ケーキホッパー、薬品溶解タンク、薬品供給器、薬品供給ポンプ、
空気圧縮機、除湿器、床排水ポンプ
- 9) 脱臭設備
エリミネーター、吸引ファン、吸着塔、薬品搬入用ホイスト
- 10) 受変電設備
PAS、受電盤、配電盤、無停電電源装置
- 11) 自家発電設備
エンジン、発電機、燃料小出槽、始動用バッテリー、発電機盤、移動式発電機
- 12) 計装設備
流入ポンプ井水位計、返送汚泥・余剰汚泥・放流流量計、返送汚泥濃縮度計、
汚泥供給・薬品供給量計、供給汚泥濃度計、ケーキホッパー重量計
- 13) 付帯設備
照明設備、換気設備、空調機

別図 1-3



別紙 1-4 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

せせらぎ浄化センター

所在地 : 伊賀市西之澤 2395 番地
処理方式 : 土壌被覆型礫間接触酸化法
処理能力 : 現 有 日最大 1,400 m³/日
全体計画 4,200 m³/日
主要設備 : 別表 1-3 参照

2 中継ポンプ場

河合下出中継ポンプ場

所在地 : 伊賀市円徳院 1909-2
排水能力 : 1.16 m³/分

3 マンホールポンプ場

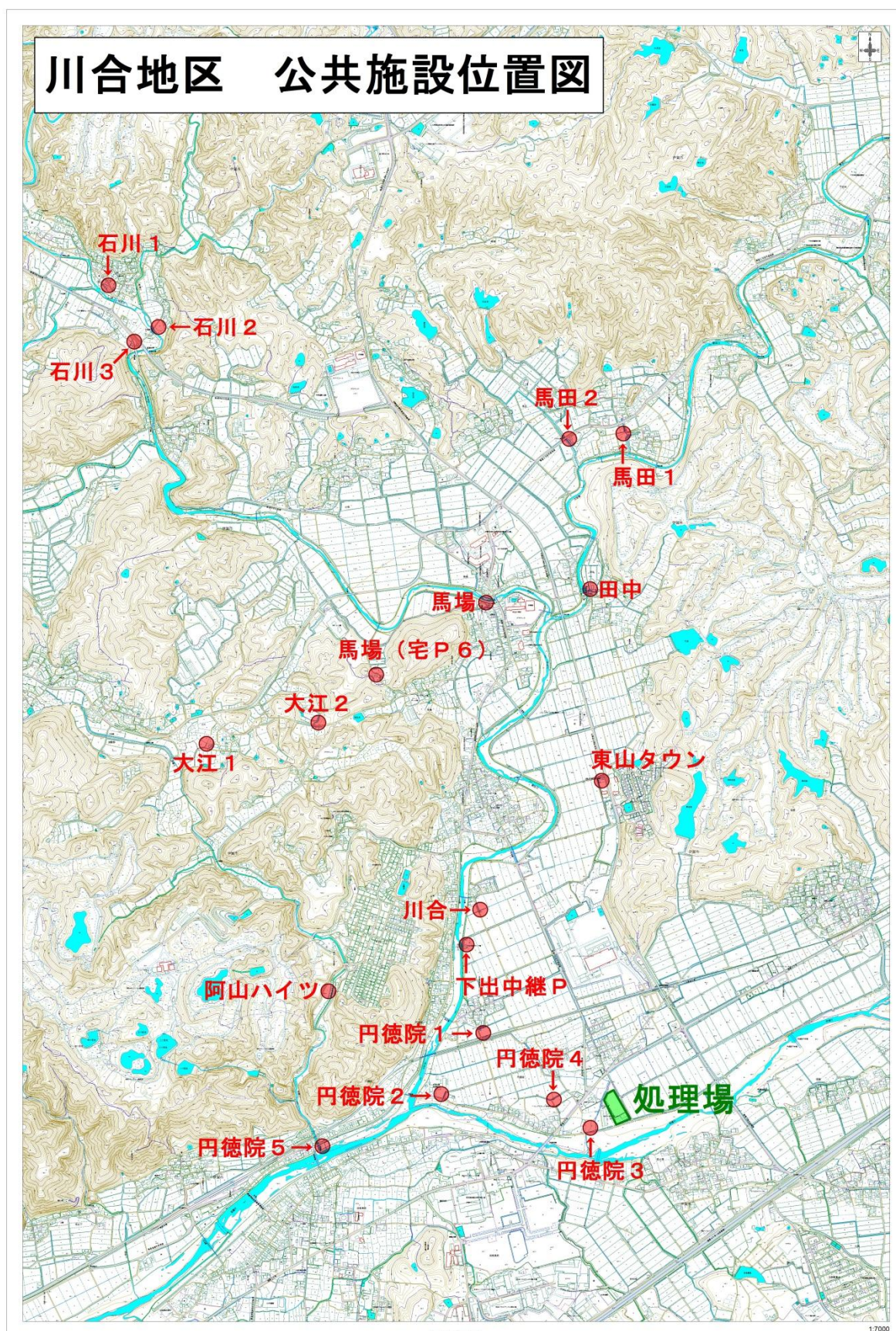
所在地 : 別図 1-3, 別図 1-4 参照
対象施設 : 9 施設 , 17 施設

別表 1-4

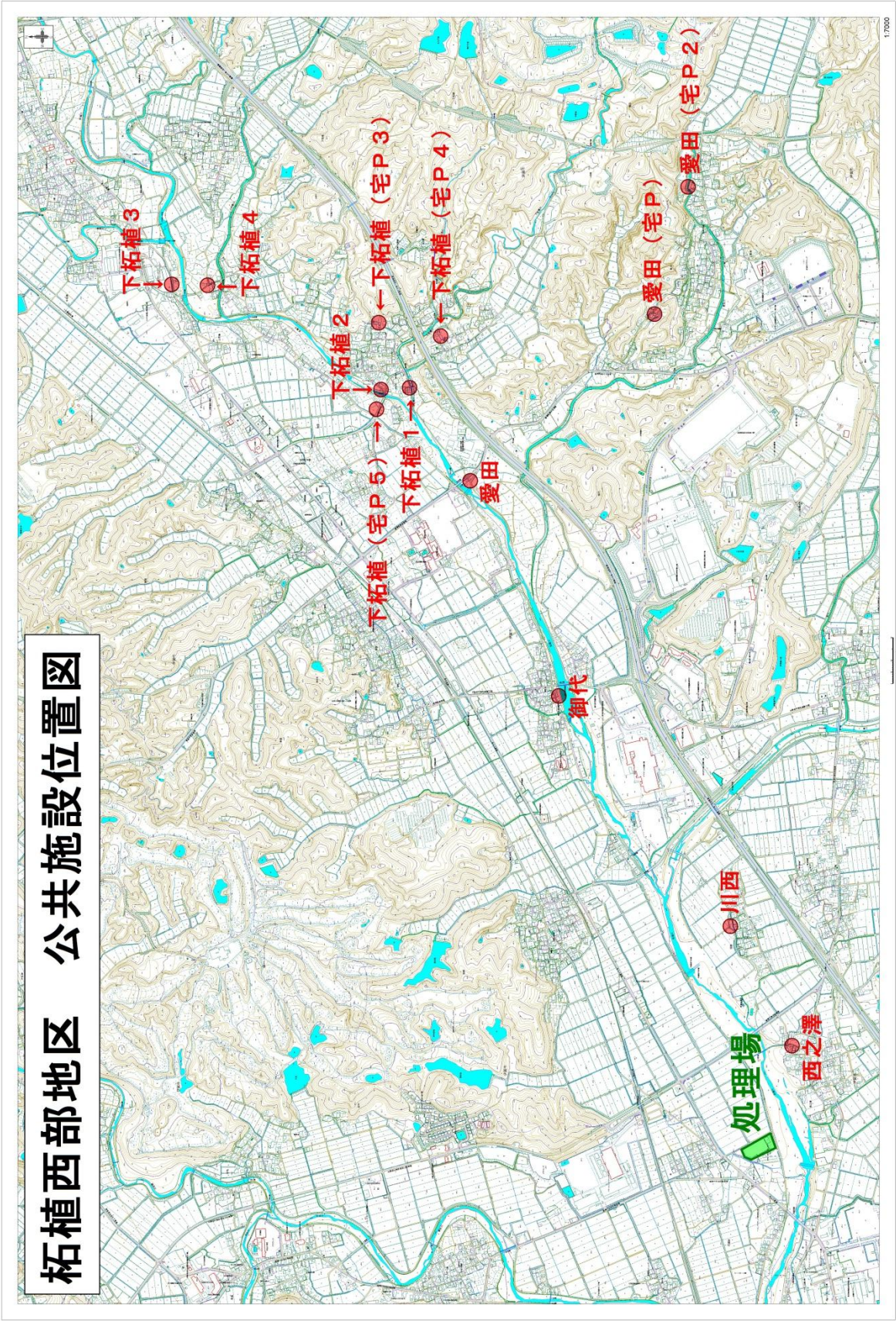
【せせらぎ浄化センター主要設備一覧】

- 1) 主ポンプ設備
主ポンプ、脱水機付自動荒目スクリーン
- 2) 水処理設備
ブロワ、汚泥引抜ポンプ
- 3) 消毒設備
固形塩素滅菌器
- 4) 給水設備
給水ユニット
- 5) 汚泥貯留槽設備
汚泥ポンプ
- 6) 脱水設備
破砕機付汚泥供給ポンプ、ヴァルーツ汚泥脱水機、薬品溶解タンク、薬品供給機、薬品供給ポンプ
- 7) 脱臭設備
吸引ファン、土壌脱臭床
- 8) 受変電設備
受電盤、配電盤、無停電電源装置
- 9) 自家発電設備
エンジン、発電機、燃料小出槽、始動用バッテリー
- 10) 計装設備
計装設備 1 式
- 11) 付帯設備
照明設備、換気設備、空調機

別図 1-4-1



別図 1-4-2



別紙 1-5 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

希望ヶ丘浄化センター

所在地 : 伊賀市山畑 132 番地
処理方式 : 土壌被覆型礫間接触酸化法
処理能力 : 現 有 日最大 800 m³/日
全体計画 日最大 1,100 m³/日
主要設備 : 別表 1-4 参照

2 マンホールポンプ場

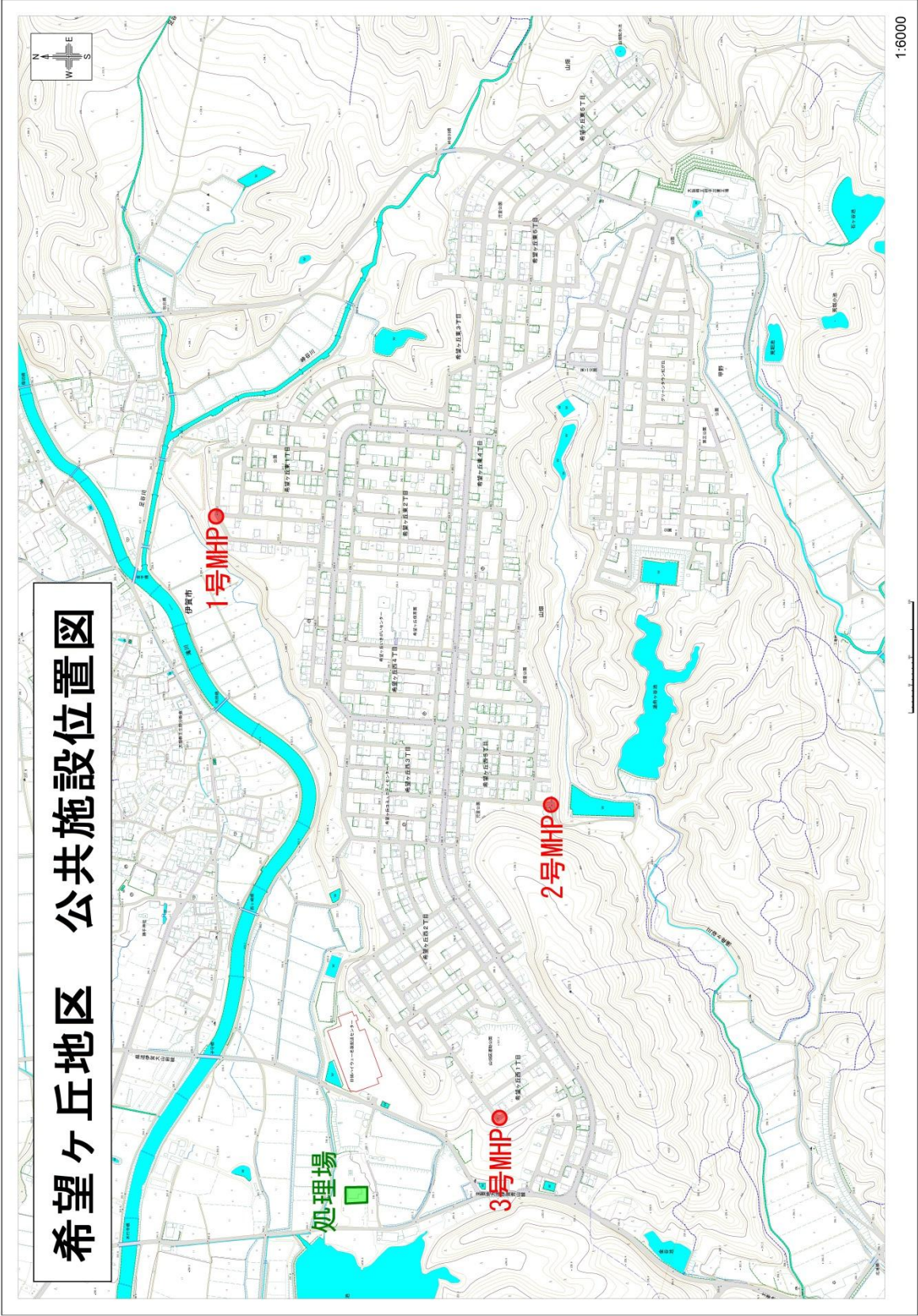
所在地 : 別図 1-5 参照
対象施設 : 3 施設

別表 1-5

【希望ヶ丘浄化センター主要設備一覧】

- 1) 原水ポンプ設備
流入ゲート、原水ポンプ、脱水機付自動荒目スクリーン
- 2) 水処理設備
ブロワ、送気流量計、汚泥引抜ポンプ、床排水ポンプ
- 3) 消毒設備
固形塩素滅菌器
- 4) 給水設備
給水ユニット
- 5) 汚泥貯留槽設備
ブロワ、汚泥貯留槽攪拌機、汚泥移送ポンプ
- 6) 脱水設備
両性高分子原液貯留タンク・攪拌機・移送ポンプ、両性高分子溶解タンク・攪拌機・注入ポンプ、ポリ鉄貯留タンク・注入ポンプ、汚泥脱水機、逆先空気流量計、逆先ポンプ
- 7) 脱臭設備
吸引ファン、土壌脱臭床
- 8) 受変電設備
PAS、受電盤、配電盤、無停電電源装置
- 9) 計装設備
原水流入量計、汚泥供給流量計
- 10) 付帯設備
スプリンクラー、照明設備、換気設備、空調機

別図 1 - 5



別紙 1-6 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

壬生野東部浄化センター

所 在 地 : 伊賀市川東 123-1
処理方式 : オキシデーションディッチ法
処理能力 : 日最大 389 m³/日
主要設備 : 別表 1-5 参照

2 マンホールポンプ場

所 在 地 : 別図 1-6 参照
対象施設 : 3 施設

別表 1-6

【壬生野東部浄化センター主要設備一覧】

1 壬生野東部浄化センター

1) 前処理設備

自動荒目スクリーン、破砕機、細目スクリーン

2) 原水槽設備

原水ポンプ、非常用エンジンポンプ

3) 流量調整槽設備

水中攪拌ポンプ、流量調整ポンプ、自動微細目スクリーン、しき脱水機

4) オキシデーションディッチ設備

ばっ気装置、流出ゲート

5) 沈殿槽設備

汚泥掻寄機、汚泥引抜ポンプ

6) 砂濾過装置設備

散水ポンプ、濾過ポンプ、砂濾過装置、原水流量計、逆先水流量計

逆先空気流量計、逆先ポンプ

7) 消毒設備

固形塩素消毒器

8) 放流ポンプ槽設備

放流ポンプ

9) 汚泥処理設備

脱離液ポンプ、汚泥脱水機、汚泥供給ポンプ、脱水助剤タンク、脱水助剤攪拌機

脱水助剤注入ポンプ、ケーキホッパー、可搬式汚泥ポンプ

10) 脱臭装置設備

脱臭装置、脱臭ファン

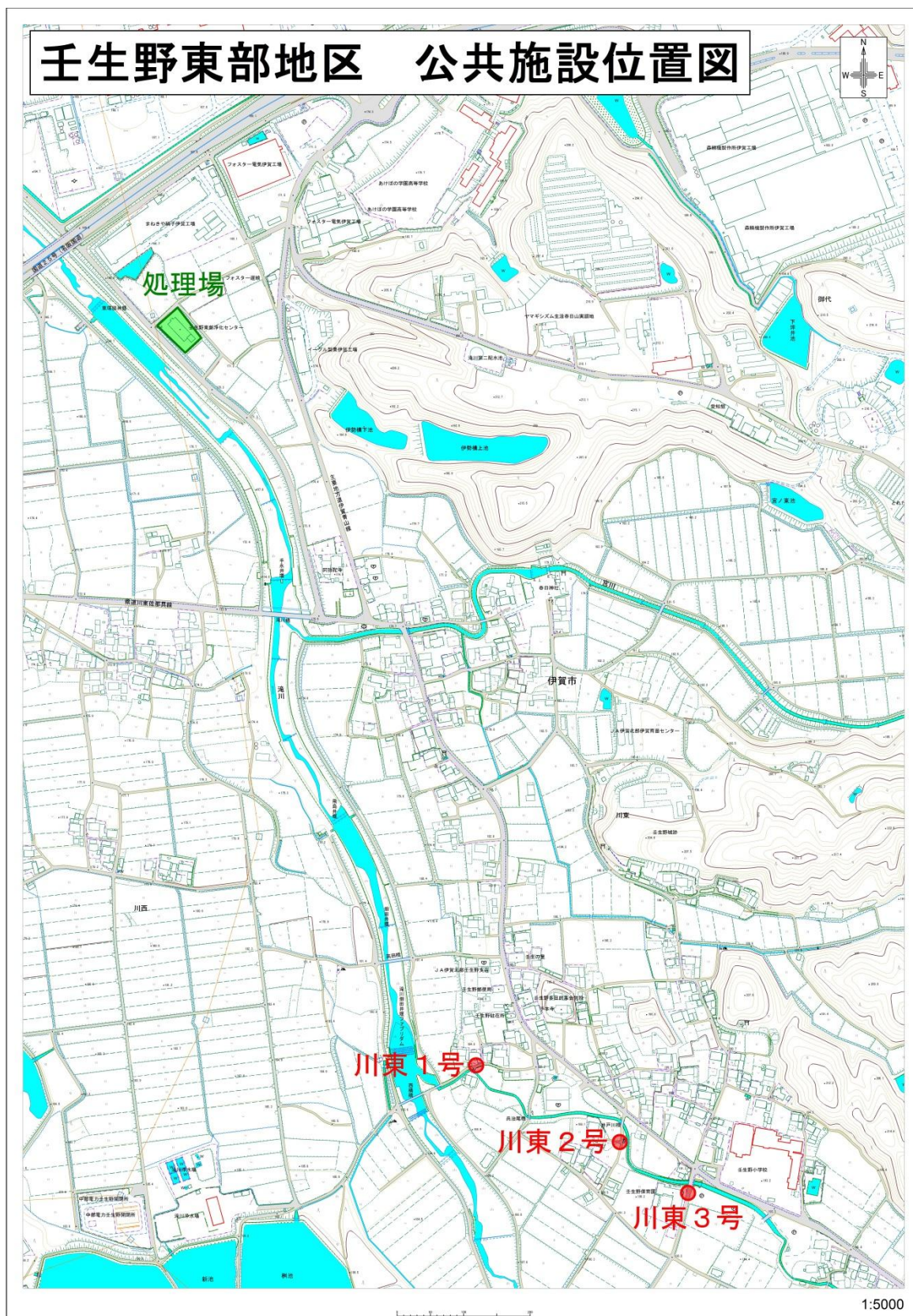
11) ポンプ室排水設備

床排水ポンプ

12) 給水設備

給水ユニット

別図 1-6



別紙 1-7 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

島ヶ原浄化センター

所 在 地 : 伊賀市島ヶ原 6800 番地の 2
処理方式 : オキシデーションディッチ法
処理能力 : 日最大 1,000 m³/日
主要設備 : 別表 1-5 参照

2 マンホールポンプ場

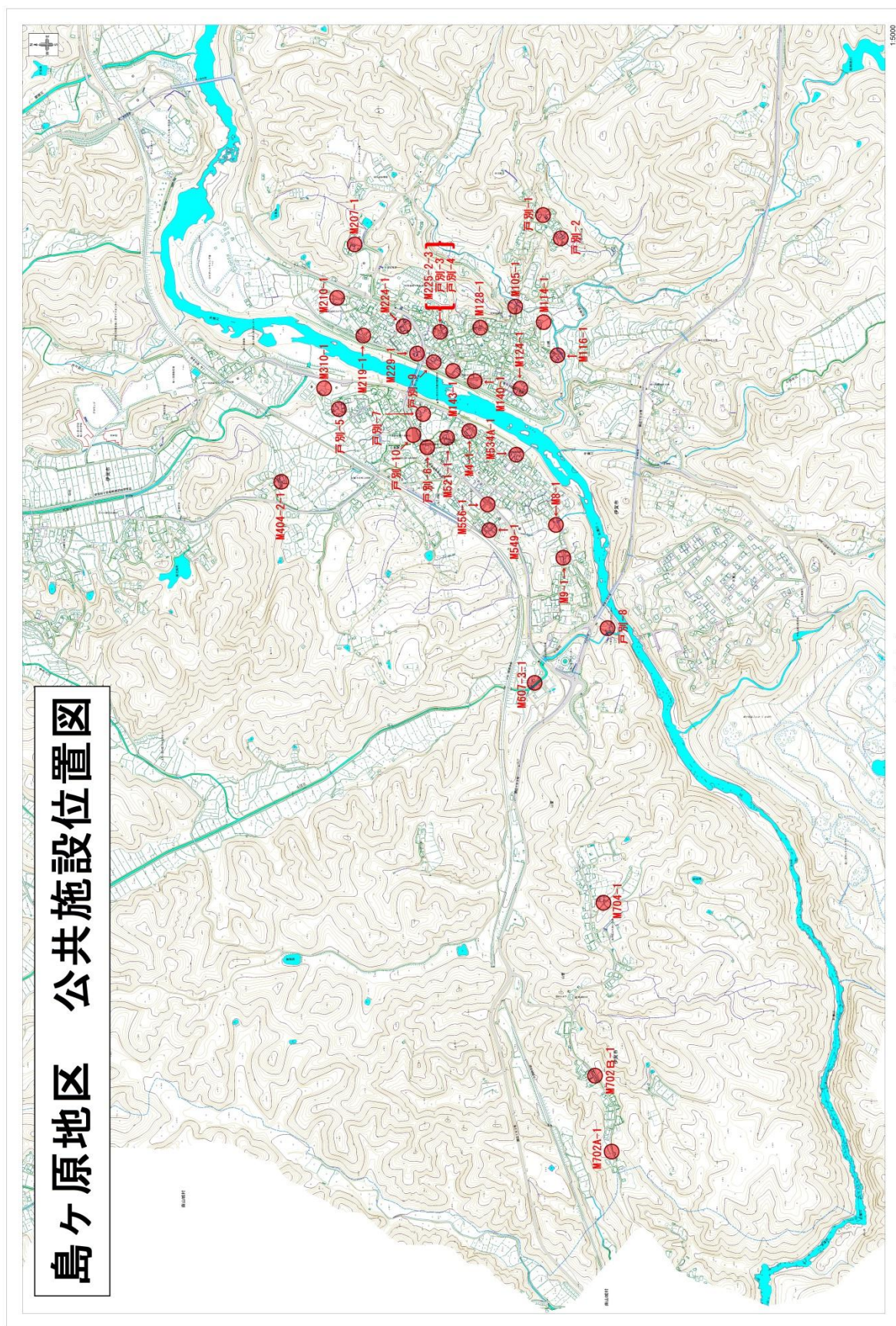
所 在 地 : 別図 1-6 参照
対象施設 : 37 施設

別表 1-7

【島ヶ原下水道施設主要設備一覧】

- 1 島ヶ原浄化センター
 - 1) 汚水ポンプ・除塵機設備
汚水ポンプ・除塵機
 - 2) オキシデーションディッチ
スクリー式機械型曝気装置、消泡装置
 - 3) 最終沈殿池設備
終沈汚泥ポンプ、汚泥掻寄機
 - 4) 給水設備
給水ポンプ、回転ドラム式ろ過装置
 - 5) 滅菌設備
固形塩素接触装置
 - 6) 受変設備
高圧真空遮断器、断路器、変圧器、蓄電池
 - 7) 計装設備
電磁流量計、UV計
 - 8) 自家発設備
ディーゼル機関、発電機、燃料小出槽
 - 9) 汚泥脱水設備
汚泥脱水機、定量フィーダ、汚泥供給ポンプ、ポリ鉄注入ポンプ、
薬品注入ポンプ、凝集剤貯留槽

別図 1-7



別紙 2 業務範囲

受託者の行う業務範囲は、以下のとおりとする。業務実施方針を事業実施計画書に明記すること。

(1) 運転管理業務

流入水の処理に必要な施設の運転操作および監視

- 1) 薬品、燃料、消耗品等の管理
- 2) 脱水汚泥の搬出、処分の計画

(2) 保守点検業務

別紙 1 に示す設備等の正常な運転を確保するために必要な以下の業務（保守、点検および点検によって発見された軽微な異常個所について正常状態に復帰させる為に行う調整、設備の消耗品の交換等の業務）

中継ポンプ場点検回数月 1 回以上とする。

マンホールポンプ場（点検 月 1 回以上）

- 1) 日常点検
- 2) 定期点検
- 3) 臨時点検
- 4) 定期自主点検
- 5) 簡易な故障修理
- 6) 点検設備等周辺の清掃

(3) 環境計測業務

処理場の適正な維持管理のために行う環境計測に関する業務

別紙 1 2 別表 2-1 ～ 2-4（環境計測項目）の網掛け項目については、第三者の分析期間（計量法に基づく登録を受けた環境計量証明事業所）に委託すること。

(4) 事務業務

庶務一般業務に係わる作業に必要な業務

- 1) 委託者との打合せ、報告
- 2) 記録の整理、文書等の作成（事業実施計画書、運転データ、保守・点検記録、薬品使用量、汚泥運搬記録データの作成）
- 3) 委託者の業務分析等に必要なデータの提供
- 4) 事務室内の整理、整頓等
- 5) 見学者への対応

(5) その他

- 1) 公共料金（電気、水道、電話）については、委託者にて直接支払うが不要な消費は厳に慎み適切な管理を行うこと。
- 2) 電熱の有効利用は、当該収入により財政負担を軽減する効果もあるので、提案し委託者の承認を受け実施するものとする。
- 3) 受託者は、委託者が所有する事務室や各種工具等の物品を使用する場合には、委託者が貸与する事務室や物品の内容を明確にするとともに、貸与の条件は無償とする。

(6) 修繕業務

修繕業務は、消耗品交換を実施し施設を現状水準に維持する点検調整以外で、経年劣化により老朽化、損傷した施設を現状水準に復旧するために行うものである。なお、修繕業務については、1件あたり税込み30万円未満、1施設当り下表金額の範囲を受注金額に含んでいる。

委託者と事前に修繕方法・費用等を協議し、修繕の完了については、施行前、施行中、完了時の状況が確認できる写真および試験調整、診断結果などを添えた修繕完了報告書を委託者に提出し、確認を受けなければならない。

また、修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないよう、同等品位上の品質・出来形となるものを受託者の責任において選定し、適切に施行しなければならない。

施設名称	計上金額
上野新都市浄化センタ	500,000円
柘植浄化センター	500,000円
せせらぎ浄化センター	500,000円
希望ヶ丘浄化センター	300,000円
島ヶ原浄化センター	500,000円
壬生野東部浄化センター	300,000円

別紙 3-1 放流水質基準

上野新都市浄化センター

1 性能基準

図表 1 性能基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	10 mg/l 以下	10 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	9.5 mg/l 以下	9.5 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

別紙 3-2 放流水質基準

上野新都市産業污水处理施設

1 法定基準

図表 1 法定基準値

	PH	BOD	SS	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	20 mg/l 以下	70 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	PH	BOD	SS	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	19 mg/l 以下	67 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

別紙 3-3 放流水質基準

柘植浄化センター

1 性能基準

図表 1 性能基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	10 mg/l 以下	15 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	9.5 mg/l 以下	14 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

別紙 3-4 放流水質基準

せせらぎ浄化センター

1 性能基準

図表 1 性能基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	15 mg/l 以下	10 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	15 mg/l 以下	10 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準 B O D, S Sにつ いては 2 ヶ月平 均値とする

別紙 3-5 放流水質基準

希望ヶ丘浄化センター

1 法定基準

図表 1 法定基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	10 mg/l 以下	10 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	10 mg/l 以下	10 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準 B O D, S Sにつ いては 2 ヶ月平 均値とする

別紙 3-6 放流水質基準

壬生野東部浄化センター

1 性能基準

図表 1 性能基準値

	PH	BOD	SS	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	20 mg/l 以下	30 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	PH	BOD	SS	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	19 mg/l 以下	29 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

別紙 3-7 放流水質基準

島ヶ原浄化センター

1 性能基準

図表 1 性能基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	10 mg/l 以下	20 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	9.5 mg/l 以下	19 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

別紙 4 維持管理要求水準

受託者は、本施設の機能が劣化しないよう日常的な保守点検等を実施し、施設を正常な状態に維持する。歩廊や手摺りなど錆びやすい部位についても補修塗装を施し、常に錆の発生を防止する。

契約期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、適切な点検、整備等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

別紙5 事業実施計画

1 受託者は、本業務を実施するにあたって、運転管理業務及び維持管理業務の内容を網羅した維持管理実施計画書を以下に示す時期に作成し、委託者の承諾を得る。

(維持管理実施計画の構成)

名称		対象期間	作成時期
維持管理実施計画	年間維持管理実施基本計画	1年間	委託開始5日前
	月間維持管理実施計画	1ヶ月	各月、7日前

2 年間維持管理実施基本計画書（1年間）

(1) 実施方針

(2) 業務体制

(3) 安全管理体制

(4) ユーティリティの調達、使用の方法

(5) 運転管理計画

1) 運転管理計画（水処理施設及び汚泥処理施設）

年間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項

組織・人員の配置と氏名（経験及び資格）（必要に応じて下請け関係を含む）危機管理における連絡先の確認

2) 水質管理計画

水質試験等の予定及びその他の特記事項

3) 保守点検計画

日常点検、定期点検の予定及びその他特記事項

4) 修繕実施計画

修繕の予定及びその他特記事項

5) 脱水汚泥及び濃縮汚泥搬出計画

脱水汚泥及び濃縮汚泥搬出の予定及び量及びその他特記事項

(6) 維持管理計画

(7) 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合やその他緊急の場合の対応手順を、以下のような場合について、各々具体的に記載すること。

- ・大雨時の対応
- ・悪質排水の流入時の対応
- ・その他、自然災害等の不可抗力時の対応
- ・設備異常時の対応方法

(8) 必要に応じ、その他受託者が提案する事項

(9) 受託者が提案する事項については、次のとおり取り扱う。

施設の改造は原則として認めない。しかし、業務の効率性や安全性の向上のための軽微な改良や追加等は、委託者が要請した場合に速やかに原状回復が可能であること、設置、撤去等これに要する一切の費用が受託者の負担であることを条件として認める。

なお、計画書は内容を十分精査し提出すること。（各計画書において機器名称統一など構成に

十分注意し作成すること。)

3 修繕業務への対応

全ての電気設備、機械設備、建築設備の修繕（一件当たりの金額が一定額以下のもの）が必要となった場合の対応手順を、具体的に記載すること。

別紙6 有資格者に関する条件

【会社に求める資格】

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 職長・安全衛生責任者教育修了者
(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12の2に規定する資格者)

【各施設に専任で求める資格】

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 下水道処理施設管理技士あるいは下水道管理技術認定試験(処理施設)の合格者 又は第3種下水道技術検定合格者(壬生野東部浄化センターを除く)
(下水道法(昭和33年法律第79号)第22条第2項に規定する資格者)
- 2 浄化槽技術管理者(壬生野東部浄化センターに限る)
(浄化槽法施行令(抄)(平成13年政令第310号)第1条に規定する資格者)

【現場に求める資格(兼任を認める)】

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 危険物取扱者乙種4類
(消防法(昭和23年法律第186号)第13条に規定する資格者)
- 2 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
(労働安全衛生法第14条に規定する資格者)
- 3 クレーン運転の業務に係る特別教育修了者
(労働安全衛生法第61条に規定する資格者)
- 4 玉掛け技能講習修了者
(労働安全衛生法第61条に規定する資格者)
- 5 第二種電気工事士
(電気工事法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する資格者)

別紙 7-1 流入基準

上野新都市浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	3,267 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	200 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	200 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	40 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	4.3 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 27 年度	757,217 m ³ /年	実績
平成 28 年度	764,407 m ³ /年	実績
平成 29 年度	773,736 m ³ /年	予測
平成 30 年度	779,057 m ³ /年	予測
平成 31 年度	789,641 m ³ /年	予測
平成 32 年度	795,893 m ³ /年	予測

別紙 7-2 流入基準

上野新都市産業汚水処理施設

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
計画流入水量 (m ³ /日)	2,542m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	20 mg/ l 未満 (5 日間)
S S (mg/ l)	60 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

別紙 7-3 流入基準

柘植浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	2,740 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	200 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	210 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	63 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	5.7 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 27 年度	418,495 (m ³ /年)	実績
平成 28 年度	422,750 (m ³ /年)	実績
平成 29 年度	406,689 (m ³ /年)	予測
平成 30 年度	410,130 (m ³ /年)	予測
平成 31 年度	412,008 (m ³ /年)	予測
平成 32 年度	411,633 (m ³ /年)	予測

別紙 7-4 流入基準

せせらぎ浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	1,400 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	220 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	200 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	74 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	6.8 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 27 年度	647,952 (m ³ /年)	実績
平成 28 年度	623,192 (m ³ /年)	実績
平成 29 年度	644,223 (m ³ /年)	予測
平成 30 年度	643,499 (m ³ /年)	予測
平成 31 年度	644,353 (m ³ /年)	予測
平成 32 年度	642,069 (m ³ /年)	予測

別紙 7-5 流入基準

希望ヶ丘浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	800 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	220 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	170 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	66 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	6.3 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 27 年度	123,357 (m ³ /年)	実績
平成 28 年度	123,061 (m ³ /年)	実績
平成 29 年度	121,154 (m ³ /年)	予測
平成 30 年度	120,695 (m ³ /年)	予測
平成 31 年度	120,679 (m ³ /年)	予測
平成 32 年度	120,005 (m ³ /年)	予測

別紙 7-6 流入基準

壬生野東部浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	389 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	200 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	200 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	70 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	8.3 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 27 年度	95,117 (m ³ /年)	実績
平成 28 年度	101,964 (m ³ /年)	実績
平成 29 年度	98,387 (m ³ /年)	予測
平成 27 年度	98,931 (m ³ /年)	予測
平成 28 年度	99,881 (m ³ /年)	予測
平成 29 年度	100,280 (m ³ /年)	予測

別紙 7-7 流入基準

島ヶ原浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	1,000 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	180 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	200 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	55 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	6.1 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 27 年度	122,357 (m ³ /年)	実績
平成 28 年度	118,231 (m ³ /年)	実績
平成 29 年度	116,489 (m ³ /年)	予測
平成 30 年度	114,066 (m ³ /年)	予測
平成 31 年度	112,180 (m ³ /年)	予測
平成 32 年度	109,686 (m ³ /年)	予測

別紙 8 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

処理水の水質が、別紙 3-1～3-7に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受託者は、環境計測により放流水質が仕様基準または法定基準を満たしていないことを把握したら、速やかに委託者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 仕様基準未達の場合には、受託者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行い、法定基準未達の場合には、委託者の指導、監督に従い、未達の原因究明や改善措置を行う。
- ・ 流入水が流入基準を満たしている場合は、一般仕様書第8条第2項に基づき、受託者は改善計画書を作成、提出し、改善措置を実施する。この場合、原因究明、改善計画書の作成および実施にかかる費用は、受託者が負担する。また、環境計量証明事業所による計測を自らの負担で実施し、改善措置の効果により放流水質基準を満足できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。

第3段階：委託費の減額

- ・ 流入水が原因であり、かつ、受託者が適正な運転管理を行っていたと認められる場合および「やむを得ない事態」による場合を除き、放流水質基準を達成できなかったときは、別紙 15 のとおり委託費を減額する。

第4段階：違約金

- ・ 流入水が原因であり、かつ、受託者が適正な運転管理を行っていたと認められる場合および「やむを得ない事態」による場合を除き、法定基準を達成できない状態が10日以上継続する場合、または改善計画書が期限内に提出されない場合もしくは改善計画書通りに業務を行わない場合、受託者は、一般仕様書第8条第3項に基づき、定められた違約金を支払う。

なお、やむを得ない事態としては、以下を想定する。

- 1) 対応不可能な悪質流入水が、流入した場合

別紙 9 流入基準未達の場合の対応方法

- 1 別紙 7-1～7-7に定める流入基準を満たさない流入水が流入した場合であっても、対応可能な悪質流入水や、対象施設において対応可能な範囲内の雨天時浸入水等については、対応可能な範囲内の雨天時浸入水等として以下に定めるケースについては、対応可能な流入基準未達であるとし、受託者が適切な措置をとって対応すること。
- 2 対応可能な悪質流入水が流入した時や、台風等、想定を超える大量降雨の場合等は、不可抗力とし、施設の運転・維持管理について委託者の指示に従うこと。

(1) 対応可能な悪質流入水

対応可能な悪質流入水は、以下のとおりとし、流入ゲートにおける流入水の臭気、色や P Hの監視の結果、上記に示すものが流入水に混入していることが判明した場合、受託者は下記の物質がエアレーションタンクへ流入しないよう必要な措置をとるとともに、速やかに委託者に報告するものとする。

- ・大量の油（臭気または色で識別できる範囲のもの）
- ・大量の強酸性または強アルカリ性の薬品（P H計にて検出できる範囲のもの）
- ・大量のきょう雑物

(2) 対応可能である雨天時浸入水等

雨時には、以下の対応を取る。

- ・受託者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うものとする。
- ・受託者は、流入水の水量が別紙 7-1～7-7に示す日最大流入水量を上回った場合であっても、対応できる場合は、適切な運転により、処理を行うとともに、速やかに委託者に報告するものとする。なお、上記の措置で対応できない大雨の場合、不可抗力とする。

別紙 10 汚泥に関する事項

脱水汚泥の処分については、廃掃法に則った基準を適用する。受託者は、脱水汚泥を以下の基準項目に適合させるよう処理する。

月間報告書などに記載する日常の含水率は、施設稼働時に最低1回以上測定し、その平均を求めた測定値をもって契約基準の判定を行う。

(廃掃法及び下法に基づき、測定値を満足すべき自主基準)

(契約基準)

浄化センター名	項目		契約基準値
上野新都市浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下
柘植浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下
せせらぎ浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下
希望ヶ丘浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下
壬生野東部浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下
島ヶ原浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下

別紙 11 引継事項

引継事項は、契約終了後に受託者が変更となった場合に、円滑に当該施設の運転管理を引継ぐための事項を示した資料で、受託者が運営期間を通じて整備するものである。委託者は、引継事項が適切に文書化されているかどうかの確認のため、施設機能の確認等において引継事項の提示や説明を求めることができるほか、いつでも引継事項の内容を確認することができるものとする。受託者が変わる場合には、期間満了による、期間途中の解約によるかにかかわらず、引継事項は次の受託者に引き渡されるものとする。

引継事項

受託者は運営期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるような内容とする。以下の項目に沿って記載すること。

- 1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- 2) 諸機械の振動、異音等の状態
- 3) 計装設備の調節状況
- 4) 運転上の特別な操作
- 5) その他留意事項

別紙 12 本件施設の環境計測

受託者が別紙 3-1 ～ 3-7, 10 に規定された基準を満たしているかを確認するため、あるいは日常的な運転管理等のために別表 2-1 ～ 2-4 に示す環境計測を行うものとする。また、環境計測を行った日時、箇所、分析結果等については、これを記録し、委託者に文書で報告するとともに、5 年間保存すること。

別表 2-1 【上野新都市浄化センター】

【水質試験業務】

施 設 別 の 試 験 項 目

施設名	流入口	エアレーションタンク		最終沈殿池	塩素混和池
採取場所	流入マンホール	混合液	返送汚泥	流出口	流出口
気 温	○				
水 温	○	○	○	○	○
外 観	○	○	○	○	○
透視度	○			○	○
P H	○	○	○	○	○
S V		○	○		
残留塩素					○
S S		○	○		
汚泥界面				○	
NH ₄				○	

上野新都市浄化センター水質分析内訳

平成30～32年度

項 目	4月／10月				5月／11月				6月／12月				7月／1月				8月／2月				9月／3月				5月	3月	年間合計	
	前		後		前		後		前		後		前		後		前		後		前		後		前	後	ケ-キ	ケ-キ
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	脱水ケ-キ	脱水ケ-キ		
SS	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○			36	
COD	○	○			○	○			○	○			○	○			○	○			○	○					24	
BOD	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○			36	
大腸菌群数		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○			26	
全窒素	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○			36	
アンモニア性窒素					○	○							○	○							○	○					12	
亜硝酸性窒素					○	○							○	○							○	○					12	
硝酸性窒素					○	○							○	○							○	○					12	
有機性窒素					○	○							○	○							○	○					12	
1,4ジオキサン					○																			○			2	1
全リン	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○				36	
リン酸イオン態リン					○	○							○	○							○	○					12	
塩素イオン					○								○								○						6	
蒸発残留物					○	○							○	○							○	○					12	
強熱残留物					○	○							○	○							○	○					12	
強熱減量					○	○							○	○							○	○					12	
カドミウム					○																			○			2	1
全シアン					○																			○			2	1
有機リン化合物					○																			○			2	1
鉛					○																			○			2	1
六価クロム					○																			○			2	1
ひ素					○																			○			2	1
総水銀					○																			○			2	1
アルキル水銀					○																			○			2	1
ポリ塩化ビフェニル					○																			○			2	1
トリクロロエチレン					○																			○			2	1
テトラクロロエチレン					○																			○			2	1
1,1,1-トリクロロエタン					○																			○			2	1
ジクロロメタン					○																			○			2	1
四塩化炭素					○																			○			2	1
1,2-ジクロロエタン					○																			○			2	1
1,1-ジクロロエチレン					○																			○			2	1
シス-1,2-ジクロロエチレン					○																			○			2	1
1,1,2-トリクロロエタン					○																			○			2	1
1,3-ジクロロプロペン					○																			○			2	1
ベンゼン					○																			○			2	1
チウラム					○																			○			2	1
シマジン					○																			○			2	1
チオベンカルブ					○																			○			2	1
セレン					○																			○			2	1
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○			36	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○			36	
フェノール類					○																						2	
銅					○																						2	
亜鉛					○																						2	
溶解性鉄					○																						2	
溶解性マンガン					○																						2	
全クロム					○																						2	
ふっ素					○																						2	
ほう素					○																						2	
MLSS																											0	
MLVSS					○								○								○						6	
水銀その他化合物																									○	0	1	
含水比																									○	0	1	

別表 2-2 【上野新都市産業汚水処理施設】

【水質試験業務】

施 設 別 の 試 験 項 目

施設名	ポンプピット	礫間接触酸化槽	塩素混和池
採取場所	流入口	観測井出口	流出口
気 温	○		
水 温	○	○	○
外 観	○	○	○
透視度	○	○	○
P H	○	○	○
残留塩素			○
堆積汚泥量		○	

上野新都市産業汚水処理施設水質分析内訳

平成30～32年度

項 目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		3月		年間合計		
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	前				
																										脱水ケーキ			ケーキ
SS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24	0	
COD	○	○			○	○			○	○			○	○			○	○			○	○					12	0	
BOD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24	0	
大腸菌群数	○	○			○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○		18	0	
全窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24	0	
アンモニア性窒素																											0	0	
亜硝酸性窒素																											0	0	
硝酸性窒素																											0	0	
有機性窒素																											0	0	
全リン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24	0	
リン酸イオン態リン																											0	0	
塩素イオン																											0	0	
蒸発残留物																											0	0	
強熱残留物																											0	0	
強熱減量																											0	0	
カドミウム																									○		0	1	
全シアン																									○		0	1	
有機リン化合物																									○		0	1	
鉛																									○		0	1	
六価クロム																									○		0	1	
ヒ素																									○		0	1	
総水銀																									○		0	1	
アルキル水銀																									○		0	1	
ポリ塩化ビフェニル																									○		0	1	
トリクロロエチレン																									○		0	1	
テトラクロロエチレン																									○		0	1	
1,1,1-トリクロロエタン																									○		0	1	
ジクロロメタン																									○		0	1	
四塩化炭素																									○		0	1	
1,2-ジクロロエタン																									○		0	1	
1,1-ジクロロエチレン																									○		0	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン																									○		0	1	
1,1,2-トリクロロエタン																									○		0	1	
1,3-ジクロロプロペン																									○		0	1	
ベンゼン																									○		0	1	
チウラム																									○		0	1	
シマジン																									○		0	1	
チオベンカルブ																									○		0	1	
セレン																									○		0	1	
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)																											0	0	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)																											0	0	
フェノール類																											0	0	
銅																											0	0	
亜鉛																											0	0	
溶解性鉄																											0	0	
溶解性マンガン																											0	0	
全クロム																											0	0	
ふっ素																											0	0	
ほう素																											0	0	
MLSS																											0	0	
MLVSS																											0	0	
1,4-ジオキサン																									○		0		

別表 2-3

対象施設：柘植浄化センター・島ヶ原浄化センター

【水質試験業務】

施 設 別 の 試 験 項 目

試料名 項目	流入水	OD 槽 混合液	返送汚泥	最終沈殿槽	放流水
色相	○	○	○	○	○
臭気	○	○	○	○	○
水温	○	○	○	○	○
透視度	○			○	○
pH	○	○	○	○	○
残留塩素					○
SS		○	○		
SV		○	○		
SVI		○	○		
汚泥界面				○	
NH4				○	

柘植浄化センター水質分析内訳

平成30～32年度

平成30～32年度																											
項 目	4月／10月				5月／11月				6月／12月				7月／1月				8月／2月				9月／3月				5月	3月	年間合計
	前		後		前		後		前		後		前		後		前		後		前	前					
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	脱水ケーキ	脱水ケーキ					
SS	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○				36	
COD	○	○			○	○			○	○			○	○			○	○			○	○				24	
BOD	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○				36	
大腸菌群数		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○				26	
全窒素	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○				36	
アンモニア性窒素					○	○						○	○							○	○					12	
亜硝酸性窒素					○	○						○	○							○	○					12	
硝酸性窒素					○	○						○	○							○	○					12	
有機性窒素					○	○						○	○							○	○					12	
1,4ジオキサン						○																	○			2	1
全リン	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○				36	
リン酸イオン態リン					○	○						○	○							○	○					12	
塩素イオン					○							○								○						6	
蒸発残留物					○	○						○	○							○	○					12	
強熱残留物					○	○						○	○							○	○					12	
強熱減量					○	○						○	○							○	○					12	
カドミウム						○																	○			2	1
全シアン						○																	○			2	1
有機リン化合物						○																	○			2	1
鉛						○																	○			2	1
六価クロム						○																	○			2	1
ひ素						○																	○			2	1
総水銀						○																	○			2	1
アルキル水銀						○																	○			2	1
ポリ塩化ビフェニル						○																	○			2	1
トリクロロエチレン						○																	○			2	1
テトラクロロエチレン						○																	○			2	1
1,1,1-トリクロロエタン						○																	○			2	1
ジクロロメタン						○																	○			2	1
四塩化炭素						○																	○			2	1
1,2-ジクロロエタン						○																	○			2	1
1,1-ジクロロエチレン						○																	○			2	1
シス-1,2-ジクロロエチレン						○																	○			2	1
1,1,2-トリクロロエタン						○																	○			2	1
1,3-ジクロロプロペン						○																	○			2	1
ベンゼン						○																	○			2	1
チウラム						○																	○			2	1
シマジン						○																	○			2	1
チオベンカルブ						○																	○			2	1
セレン						○																	○			2	1
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○				36	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○				36	
フェノール類						○																				2	
銅						○																				2	
亜鉛						○																				2	
溶解性鉄						○																				2	
溶解性マンガ						○																				2	
全クロム						○																				2	
ふっ素						○																				2	
ほう素						○																				2	
MLSS																										0	
MLVSS						○							○								○					6	
水銀その他化合物																								○		0	1
含水比																								○		0	

島ヶ原浄化センター水質分析内訳

平成30～32年度

項 目	4月／10月		5月／11月		6月／12月		7月／1月		8月／2月		9月／3月		5月	年間合計	
	前		後		前		後		前		後		前	ケキ	ケキ
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入		
SS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
COD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	
BOD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
大腸菌群数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	
全窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
アンモニア性窒素			○	○				○	○			○	○	12	
亜硝酸性窒素			○	○				○	○			○	○	12	
硝酸性窒素			○	○				○	○			○	○	12	
有機性窒素			○	○				○	○			○	○	12	
1,4ジオキサン				○									○	2	1
全リン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
リン酸イオン態リン			○	○				○	○			○	○	12	
塩素イオン			○					○				○		6	
蒸発残留物			○	○				○	○			○	○	12	
強熱残留物			○	○				○	○			○	○	12	
強熱減量			○	○				○	○			○	○	12	
カドミウム				○									○	2	1
全シアン				○									○	2	1
有機リン化合物				○									○	2	1
鉛				○									○	2	1
六価クロム				○									○	2	1
ヒ素				○									○	2	1
総水銀				○									○	2	1
アルキル水銀				○									○	2	1
ポリ塩化ビフェニル				○									○	2	1
トリクロロエチレン				○									○	2	1
テトラクロロエチレン				○									○	2	1
1,1,1-トリクロロエタン				○									○	2	1
ジクロロメタン				○									○	2	1
四塩化炭素				○									○	2	1
1,2-ジクロロエタン				○									○	2	1
1,1-ジクロロエチレン				○									○	2	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				○									○	2	1
1,1,2-トリクロロエタン				○									○	2	1
1,3-ジクロロプロペン				○									○	2	1
ベンゼン				○									○	2	1
チウラム				○									○	2	1
シマジン				○									○	2	1
チオベンカルブ				○									○	2	1
セレン				○									○	2	1
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
フェノール類				○										2	
銅				○										2	
亜鉛				○										2	
溶解性鉄				○										2	
溶解性マンガン				○										2	
全クロム				○										2	
ふっ素				○										2	
ほう素				○										2	
MLSS(OD槽)			○					○				○		6	
MLVSS			○					○				○		6	
水銀その他化合物													○	0	1
含水比													○	0	1

別表 2-4

対象施設：せせらぎ浄化センター・希望ヶ丘浄化センター

【水質試験業務】

施 設 別 の 試 験 項 目

試料名 項目	流入水	沈殿接触 ろ過槽	放流水
色相	○	○	○
臭気	○	○	○
水温	○	○	○
透視度	○	○	○
pH	○	○	○
残留塩素			○
NH4		○	

平成30～32年度

55

希望ヶ丘浄化センター水質分析内訳

平成30～32年度

項 目	4月／10月				5月／11月				6月／12月				7月／1月				8月／2月				9月／3月				脱水ケーキ	年間合計	
	前		後		前		後		前		後		前		後		前		後								
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	ケ-キ	ケ-キ			
SS	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	36		
COD	○	○			○	○			○	○			○	○			○	○			○	○			24		
BOD	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	36		
大腸菌群数		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	○	○			26		
全窒素	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○			36		
アンモニア性窒素					○	○						○	○							○	○				12		
亜硝酸性窒素					○	○						○	○							○	○				12		
硝酸性窒素					○	○						○	○							○	○				12		
有機性窒素					○	○						○	○							○	○				12		
1,4ジオキサン						○																	○		2	1	
全リン	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○			36		
リン酸イオン態リン					○	○						○	○							○	○				12		
塩素イオン					○							○								○					6		
蒸発残留物					○	○						○	○							○	○				12		
強熱残留物					○	○						○	○							○	○				12		
強熱減量					○	○						○	○							○	○				12		
カドミウム																				○			○		2	1	
全シアン																				○			○		2	1	
有機リン化合物																				○			○		2	1	
鉛																				○			○		2	1	
六価クロム																				○			○		2	1	
ひ素																				○			○		2	1	
総水銀																				○			○		2	1	
アルキル水銀																				○			○		2	1	
ポリ塩化ビフェニル																				○			○		2	1	
トリクロロエチレン																				○			○		2	1	
テトラクロロエチレン																				○			○		2	1	
1,1,1-トリクロロエタン																				○			○		2	1	
ジクロロメタン																				○			○		2	1	
四塩化炭素																				○			○		2	1	
1,2-ジクロロエタン																				○			○		2	1	
1,1-ジクロロエチレン																				○			○		2	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン																				○			○		2	1	
1,1,2-トリクロロエタン																				○			○		2	1	
1,3-ジクロロプロベン																				○			○		2	1	
ベンゼン																				○			○		2	1	
チウラム																				○			○		2	1	
シマジン																				○			○		2	1	
チオベンカルブ																				○			○		2	1	
セレン																				○			○		2	1	
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○			36		
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○			36		
フェノール類																				○					2		
銅																				○					2		
亜鉛																				○					2		
溶解性鉄																				○					2		
溶解性マンガ																				○					2		
全クロム																				○					2		
ふっ素																				○					2		
ほう素																				○					2		
MLSS																									0		
MLVSS																									0		
水銀その他化合物																							○		0	1	
含水比																							○		0	1	

別表 2-5

対象施設：壬生野東部浄化センター

【水質試験業務】

施 設 別 の 試 験 項 目

試料名 項目	流入水	OD 槽 混合液	返送汚泥	最終沈殿槽	放流水
色相	○	○	○	○	○
臭気	○	○	○	○	○
水温	○	○	○	○	○
透視度	○			○	○
pH	○	○	○	○	○
残留塩素					○
SS		○	○		
SV		○	○		
SVI		○	○		
汚泥界面				○	
NH4				○	

壬生野東部浄化センター水質分析内訳

平成30～32年度

項 目	4月／10月		5月／11月		6月／12月		7月／1月		8月／2月		9月／3月		脱水ケーキ		年間合計	ケーキ
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	5月	3月		
SS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			24	
COD															0	
BOD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			24	
大腸菌群数		○	○	○		○		○		○		○			14	
全窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			24	
アンモニア性窒素			○	○			○	○			○	○			12	
亜硝酸性窒素			○	○			○	○			○	○			12	
硝酸性窒素			○	○			○	○			○	○			12	
有機性窒素			○	○			○	○			○	○			12	
全リン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			24	
リン酸イオン態リン															0	
塩素イオン															0	
蒸発残留物															0	
強熱残留物															0	
強熱減量															0	
カドミウム													○		0	1
全シアン													○		0	1
有機リン化合物													○		0	1
鉛													○		0	1
六価クロム													○		0	1
ヒ素													○		0	1
総水銀													○		0	1
アルキル水銀													○		0	1
ポリ塩化ビフェニル													○		0	1
トリクロロエチレン													○		0	1
テトラクロロエチレン													○		0	1
1,1,1-トリクロロエタン													○		0	1
ジクロロメタン													○		0	1
四塩化炭素													○		0	1
1,2-ジクロロエタン													○		0	1
1,1-ジクロロエチレン													○		0	1
シス-1,2-ジクロロエチレン													○		0	1
1,1,2-トリクロロエタン													○		0	1
1,3-ジクロロプロペン													○		0	1
ベンゼン													○		0	1
チウラム													○		0	1
シマジン													○		0	1
チオベンカルブ													○		0	1
セレン													○		0	1
1,4-ジオキサン													○		0	1
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)															0	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)															0	
フェノール類															0	
銅															0	
亜鉛															0	
溶解性鉄															0	
溶解性マンガン															0	
全クロム															0	
ふっ素															0	
ほう素															0	
MLSS															0	
MLVSS			○				○				○				6	
水銀その他化合物														○	0	1
含水比														○	0	1

別紙 13 業務日誌、月報および年報の記載内容

受託者は、委託者に業務の報告を行うものとする。日誌については、受託者が日常的に作成しているものを、委託者は随時閲覧することができる。月報および年報については、受託者が作成したものを定期的に委託者に提出すること。委託者は、これらの報告を元に、受託者の事業実施状況を把握し、次の仕様を組み立てる際の判断材料とするものである。

業務日誌、月報および年報に記載すべき項目

(1) 業務日誌

記載事項

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1) 天候、気温、雨量 | (気象) |
| 2) 報告者 | (担当) |
| 3) 環境計測項目の結果(別表2-1～2-4参照) | (水質) |
| 4) 各処理運転フローにおける処理数量 | (処理状況) |
| 5) 各ユーティリティの数量 | (調達) |
| 6) 管理の指標としている諸元値 | (管理) |
| 7) 主要機器の運転記録 | (運転) |
| 8) その他記録・報告すべき事項 | (備考) |

様式は任意とする

(2) 業務月報

記載事項

- 1) 業務日誌に記載の事項
- 2) 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- 3) 事故・故障記録、対応報告
- 4) 点検管理結果報告
- 5) 第三者検査機関実施の水質分析値

様式は任意とする

(3) 業務年報

記載事項

- 1) 業務月報記載事項の月集計
- 2) 必要な報告事項、その他

様式は任意とする

(4) 通日試験報告

記載事項

- 1) 別紙12の環境計測事項および結果の分析・考察・評価等

様式は任意とする。

別紙 14 経費の負担

受託者が負担すべき経費は、以下のとおりとする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (3) ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
- (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器
- (5) 設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
- (6) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具
- (7) 電話・FAX等の通信機器の設置工事費及び維持費
- (8) 図表3に定める固定費（消耗品費）
- (9) 1件当たり30万円以下の修繕費

図表3 経費負担（固定費）

項 目	項 目
機械・電気部品費	Vベルト、グランドパッキン、電球など
水質試験用消耗品	メスシリンダー、三角フラスコなど
水質試験用薬品	試薬、校正液など
検知器，呼吸器	ガス検知器，空気呼吸器

別紙 15 委託費減額の計算方法

受託者による水質試験（放流水質仕様基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む）、法定検査により、放流水質仕様基準の未達が発生した場合は委託費の減額を、下記に示すとおり行う。

なお、30日以内に受託者より支払いが無い場合は、契約金額からその額を除いて精算するものとする。

ア 放流水質が仕様基準を満たしている場合、委託費の減額を行わない。

イ 放流水質が仕様基準を満たしていない場合、委託費を以下のとおり減額する。

違約金＝（当該年度業務委託契約額－a）× b／c ×違反日数

a：当該年度水質分析，修繕，消耗品相当額（設計額）

b：違反対象施設の契約金額割合

上野新都市浄化センター ： 36／100

上野新都市産業汚水処理施設 ： 2／100

柘植浄化センター ： 24／100

せせらぎ浄化センター ： 7／100

希望ヶ丘浄化センター ： 6／100

壬生野東部浄化センター ： 4／100

島ヶ原浄化センター ： 4／100

c：当該年度暦日数

※税抜金額で算出し、消費税等相当額を課税して算出。

別紙 16 保険

受託者は、あらかじめ次に定める保険に加入しなければならない。

加入する保険

受託者は、自らの費用で事業期間中、以下の補償限度額を条件とする第三者賠償保険の付保を行うこと。

- ・対人：一人一億円以上、一事故当たり 10 億円以上
- ・対物：一事故あたり 1 億円以上

別紙 17 責任範囲

リスク分担表

区分	リスクの種類		摘要	負担者	
				委託者	受託者
共通	制度変更 リスク	法令変更	本委託に直接関係する法令の変更	○	
			広く一般に適用される法令の変更		○
		税制変更	本委託に関する新税の成立、税制変更（法人税除く）	○	
			法人税の変更		○
		許認可	受託者が取得すべき許認可		○
	社会 リスク	住民対策	施設そのものに関する住民対策	○	
			受託者が実施する業務に関する住民対策		○
		第三者 賠償責任	委託者の指示、貸与品の性状等、委託者の帰責事由により第3者に与えた損害	○	
			本委託を履行するにあたり、通常避けることができない騒音、振動、悪臭等に起因して第三者に与えた損害	○	
			受託者が行なう業務の不備により第三者に与えた損害		○
			不可抗力により第三者に与えた損害	注1	
	債務不履行 リスク	本契約の 解除	受託者の債務不履行によるもの		○
			委託者の債務不履行によるもの	○	
	不可抗力リスク		不可抗力による受託者の損害	○	
運転 管理	処理水質に関する 法定基準の未達 リスク		委託者の指示に基づく運転方法の変更等や有害物質の流入等の不可抗力によるもの	○	
			受託者の帰責事由による法定基準の未達		○ （委託料減額）
	脱水汚泥の含水率に関する 要求水準の未達リスク		脱水汚泥の含水率の年間平均値が基準値を超過した場合		○
保守 点検 及び 修繕	修繕費 の増大 リスク	1件あたり30万円 （税込）以下の修繕業 務又は当該修繕の不 備による瑕疵の修繕	修繕を要する原因が委託者の帰責事由によることが明らかな場合	○	
			不可抗力又は法令の変更によることが明らかな場合	○	
			上記以外の場合		○
その他	物品の盗難・紛失リスク		受託者の管理の不手際による物品の盗難・紛失		○
			上記以外によるもの	○	
	使用許可物の使用に よる損害リスク				○

注 1 協議の上決定する。

別紙 18 遵守すべき関連法令、条例等

受託者は業務実施にあたり、関連する環境法令、条例等を遵守しなければならない。どのような法令・条例の遵守が必要かの判断については、受託者の責任で行うこと。

業務実施にあたり遵守すべき環境法令、条例等

- ①下水道法
- ②環境基本法
- ③水質汚濁防止法
- ④労働基準法
- ⑤労働安全衛生法
- ⑥職業安定法
- ⑦労働者災害補償保険法
- ⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ⑨大気汚染防止法
- ⑩騒音規制法
- ⑪振動規制法
- ⑫悪臭防止法
- ⑬建築基準法
- ⑭電気事業法
- ⑮高圧ガス保安法
- ⑯ガス事業法
- ⑰地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑱エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
 - ・伊賀市下水道条例
 - ・伊賀市公共下水道管理規則
 - ・伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例
- ⑲その他関連法令等